平成２６年（フ）第３３８１号
大阪市西成区岸里東２丁目11番10号　コートエクシブ404
債務者　藤村　知弘
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４３６号
大阪市西成区南津守５丁目２番68―407号　内田方
債務者　田代　栄二
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４４６号
大阪府四條畷市米崎町17番21号　マンション女庵奈203
債務者　酒井　俊彦
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４７５号
大阪府八尾市恩智北町４丁目106番地
債務者　廣瀬　静昭
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５０９号
大阪府守口市日光町１番３号
債務者　里村ミカ子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６０９号
大阪市鶴見区横堤３丁目３番19―706号
債務者　山野　典男
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６６８号
大阪府吹田市高野台４丁目１番Ｂ71―101号
債務者　森川みち子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７２６号
大阪府東大阪市水走１丁目４番34号
債務者　野津　輝美
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８３４号
大阪府寝屋川市田井町19番12号
債務者　岩井　　哲
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８４２号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目11番４号大宝菱屋西ロイヤルハイツ506号、前住所大阪府東大阪市小若江４丁目12番19号
債務者　竹内　宗親
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８８２号
大阪市淀川区東三国３丁目11番16―1508号
債務者　草皆　伸枝（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９９８号
大阪市生野区林寺５丁目７番25―902号
債務者　河合志都香（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９９９号
大阪市東住吉区矢田１丁目15番１―408号
債務者　加納　久恵
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０００号
大阪市港区港晴２丁目６番７号
債務者　髙島多賀子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４００４号
大阪市旭区大宮１丁目９番２号　万月荘26号
債務者　前田　哲夫
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０１２号
大阪府東大阪市長堂１丁目18番９号新星ビル布施502号
債務者　原　　保仁
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５８号
函館市中道２丁目14番２号
債務者　佐々木麻美
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２６１号
函館市北美原１丁目16番15号　エミール美原台Ａ館105号
債務者　中村　幸一
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　函館地方裁判所